

建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部を改正する省令案新旧対象条文

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）</p> <p>第三条の二 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。ただし、当該変更により建築基準関係規定に係る変更（第十号に掲げる変更を除く。）が生じる場合においては、この限りでない。</p> <p>一 敷地に接する道路の幅員及び敷地が道路に接する部分の長さの変更（都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第六十八条の九の規定に基づく条例により建築物又はその敷地と道路との関係が定められた区域内にあつては敷地に接する道路の幅員が大きくなる場合（敷地境界線が変更されない場合に限る。）及び変更後の敷地が道路に接する部分の長さが二メートル（条例で規定する場合にあつてはその長さ）以上である場合に限る。）</p> <p>二 四 略</p> <p>五 建築面積が減少する場合における建築面積の変更（都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第六十八条の九の規定に基づく条例により日影による中高層の建築物の高さの制限が定められた区域内において当該建築物の外壁が隣地境界線又は同一の敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分から後退しない場合及</p>	<p>（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）</p> <p>第三条の二 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。ただし、当該変更により建築基準関係規定に係る変更（第十号に掲げる変更を除く。）が生じる場合においては、この限りでない。</p> <p>一 敷地に接する道路の幅員及び敷地が道路に接する部分の長さの変更（都市計画区域内及び法第六十八条の九の規定に基づく条例により建築物又はその敷地と道路との関係が定められた区域内にあつては敷地に接する道路の幅員が大きくなる場合（敷地境界線が変更されない場合に限る。）及び変更後の敷地が道路に接する部分の長さが二メートル（条例で規定する場合にあつてはその長さ）以上である場合に限る。）</p> <p>二 四 略</p> <p>五 建築面積が減少する場合における建築面積の変更（都市計画区域内及び法第六十八条の九に基づく条例により日影による中高層の建築物の高さの制限が定められた区域内において当該建築物の外壁が隣地境界線又は同一の敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分から後退しない場合及び建築物の建築面積の最低</p>

び建築物の建築面積の最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。)

六 床面積の合計が減少する場合における床面積の変更(都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第六十八条の九の規定に基づく条例の適用を受ける区域内の建築物に係るものにあつては次のイ又はロに掲げるものを除く。)

イ 略

ロ 建築物の容積率の最低限度が定められている区域内の建築物に係るもの

七 十二略

2 4 略

(許可申請書及び許可通知書の様式)

第十条の四 法第四十三条第一項ただし書、法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書若しくは第十二項ただし書(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、法第五十一条ただし書(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、法第五十二条第七項、第八項若しくは第十一項、法第五十三条第四項若しくは第五項第三号、法第五十四条の二第一項第二号(法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。)、法第五十五条第三項各号、法第五十六条の二第一項ただし書、法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、法第五十九条の二第一項、法第六十八条の四第四項、法第六十八条

限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。)

六 床面積の合計が減少する場合における床面積の変更(都市計画区域内及び法第六十八条の九の適用を受ける区域内の建築物に係るものにあつては次のイ又はロに掲げるものを除く。)

イ 略

ロ 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度が定められている区域内の建築物に係るもの

七 十二略

2 4 略

(許可申請書及び許可通知書の様式)

第十条の四 法第四十三条第一項ただし書、法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書若しくは第十二項ただし書(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、法第五十一条ただし書(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、法第五十二条第七項、第八項若しくは第十一項、法第五十三条第四項第三号、法第五十四条の二第一項第二号(法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。)、法第五十五条第三項各号、法第五十六条の二第一項ただし書、法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、法第五十九条の二第一項、法第六十八条の四第四項、法第六十八条の五第二項、法

の五第二項、法第六十八條の七第五項又は法第八十五條第三項若しくは第四項の規定（以下この条において「許可関係規定」という。）による許可を申請しようとする者は、別記第四十三号様式（法第八十五條第三項又は第四項の規定による許可の申請にあつては別記第四十四号様式）による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2 4 略

（認定申請書及び認定通知書の様式）

第十條の四の二 略

2 略

3 特定行政庁は、認定関係規定による認定をしないときは、別記第四十九号の様式による通知書に、第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

（特例容積率の限度の指定の申請等）

第十條の四の三 法第五十二條の二第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）の申請をしようとする者は、別記第四十九号の様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

- 一 指定の申請に係る敷地（以下この条において「申請敷地」という。）ごとに次に掲げる図書

図書の種類

明示すべき事項

第六十八條の七第五項又は法第八十五條第三項若しくは第四項の規定（以下この条において「許可関係規定」という。）による許可を申請しようとする者は、別記第四十三号様式（法第八十五條第三項又は第四項の規定による許可の申請にあつては別記第四十四号様式）による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2 4 略

（認定申請書及び認定通知書の様式）

第十條の五 略

2 略

3 特定行政庁は、認定関係規定による認定をしないときは、別記第五十号様式による通知書に、第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線並びに敷地の接する道路の位置及び幅員

二 申請敷地ごとに別記第四十九号の四様式による計画書

三 指定の申請をしようとする者以外に申請敷地について令第二百二十五条の四の七に規定する利害関係を有する者がある場合においては、これらの者の同意を得たことを証する書面

四 前三号に定めるもののほか、特定行政庁が規則で定めるもの

2 特定行政庁は、指定をしたときは、別記第四十九号の五様式による通知書に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3 特定行政庁は、指定をしないときは、別記第四十九号の六様式による通知書に、第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(特例容積率の限度に関する公告事項等)

第十条の四の四 法第五十二条の二第四項の国土交通省令で定める公告事項は、公告に係る特例容積率の限度等を縦覧に供する場所とする。

2 法第五十二条の二第四項の国土交通省令で定める縦覧事項は、前条第一項第二号の計画書に記載すべき事項とする。

(特例容積率の限度の指定に係る公告の方法)

第十条の四の五 法第五十二条の二第四項の規定による公告は、公報への掲載その他特定行政庁が定める方法により行うものとする。

(指定の取消しの申請等)

第十条の四の六 法第五十二条の三第二項の規定による指定の取消し(以下この条において「取消し」という。)の申請をしようとする者は、別記第四十九号の七様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 取消しの申請に係る敷地(以下「取消対象敷地」という。)とともに、次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
配置図	縮尺、方位、敷地境界線並びに敷地の接する道路の位置及び幅員

二 取消対象敷地について所有権及び借地権を有する者全員の合意を証する書面及び令第三百三十五条の四の八に規定する利害関係を有する者の同意を得たことを証する書面

三 前二号に定めるもののほか、特定行政庁が規則で定めるもの

2 特定行政庁は、取消しをしたときは、別記第四十九号の八様式による通知書に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3 特定行政庁は、取消しをしないときは、別記第五十号様式による通知書に、第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請

者に通知するものとする。

(指定の取消しに係る公告の方法)

第十条の四の七 法第五十二条の三第三項の規定による公告については、第十条の四の五の規定を準用する。

(建ぺい率制限の緩和に当たり建築物から除かれる建築設備)

第十条の五 令第三百三十五条の四の九の国土交通省令で定める建築設備は、かこの構造が壁又は囲いを設けている昇降機以外の建築設備とする。

(構造方法等の認定書の通知等)

第十条の五の二十二 国土交通大臣は、構造方法等の認定をしたときは、別記第五十号の十二様式による認定書をもつて申請者に通知するとともに、次に掲げる事項を記載した帳簿を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

- 一 認定を受けた者の氏名又は名称
- 二 認定を受けた構造方法等の名称
- 三 認定番号
- 四 認定年月日

2 略

(一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定の申請等)

第十条の十六 法第八十六条第一項又は第二項の規定による認定の申請をしようとする者は、別記第六十一号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政

(構造方法等の認定書の通知等)

第十条の五の二十二 国土交通大臣は、構造方法等の認定をしたときは、別記第五十号の十二様式による認定書をもつて申請者に通知するものとする。

2 略

(一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定の申請等)

第十条の十六 法第八十六条第一項又は第二項の規定による認定の申請をしようとする者は、別記第六十一号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政

庁に提出するものとする。

一 次の表の(Ⅲ)項に掲げる図書及び法第五十二条第六項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第五項の規定による限度を超えるものである建築物については(Ⅱ)項に掲げる図書、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については(Ⅰ)項に掲げる図書。ただし、これらの図書は併せて作成することができる。

(Ⅰ) ~ (Ⅲ)	
略	図書の種類
略	明示すべき事項

二・三 略
2) 4 略

(一定の複数建築物に対する制限の特例の認定に関する公告事項等)

第十條の十九 略
2 略

(一定の複数建築物に対する制限の特例の認定に係る公告の方法)
第十條の二十 法第八十六条第六項及び法第八十六条の二第二項の規定による公告は、公報への掲載その他特定行政庁が定める方法によ

庁に提出するものとする。

一 次の表の(Ⅲ)項に掲げる図書及び法第五十二条第六項の規定の適用によりその延べ面積の敷地面積に対する割合が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第五項の規定による限度を超えるものである建築物については(Ⅱ)項に掲げる図書、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については(Ⅰ)項に掲げる図書。ただし、これらの図書は併せて作成することができる。

(Ⅰ) ~ (Ⅲ)	
略	図書の種類
略	明示すべき事項

二・三 略
2) 4 略

(一定の複数建築物に対する制限の特例に関する公告事項等)

第十條の十九 略
2 略

(一定の複数建築物に対する制限の特例に係る公告の方法)
第十條の二十 法第八十六条第六項、法第八十六条の二第二項及び法第八十六条の五第三項の規定による公告は、公報への掲載その他特

り行うものとする。

(認定の取消しの申請等)

第十条の二十一 法八十六条の五第二項の規定による認定の取消し(以下この条において「取消し」という。)の申請をしようとする者は、別記第六十五号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 次の表の(Ⅱ)項に掲げる図書並びに取消しの申請に係る法第八十六条第八項に規定する公告対象区域(以下「取消対象区域」という。)内の各建築物について次の表の(Ⅲ)項に掲げる図書及び法第五十二条第六項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第五項の規定による限度を超えるものである建築物については(Ⅱ)項に掲げる図書、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については(Ⅰ)項に掲げる図書。ただし、(Ⅱ)項、(Ⅲ)項又は(Ⅳ)項に掲げる図書は併せて作成することができる。

(Ⅰ) ~ (Ⅳ)	図書の種類
略	明示すべき事項

定行政庁が定める方法により行うものとする。

(一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定の取消しの申請等)

第十条の二十一 法八十六条の五第二項の規定による認定の取消し(以下この条において「取消し」という。)の申請をしようとする者は、別記第六十五号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 次の表の(Ⅱ)項に掲げる図書並びに取消しの申請に係る法第八十六条第八項に規定する公告対象区域(以下「取消対象区域」という。)内の各建築物について次の表の(Ⅲ)項に掲げる図書及び法第五十二条第六項の規定の適用によりその延べ面積の敷地面積に対する割合が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第五項の規定による限度を超えるものである建築物については(Ⅱ)項に掲げる図書、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については(Ⅰ)項に掲げる図書。ただし、(Ⅱ)項、(Ⅲ)項又は(Ⅳ)項に掲げる図書は併せて作成することができる。

(Ⅰ) ~ (Ⅳ)	図書の種類
略	明示すべき事項

二・三 略
2・3 略

(認定の取消しに係る公告の方法)

第十条の二十二 法第八十六条の五第三項の規定による公告については、第十条の二十の規定を準用する。

(フレキシブルディスクによる手続)

第十一条の三 特定行政庁が指定した区域内においては、次の表の(イ)欄に掲げる申請書、届出書、届出又は計画書については、(3)欄に掲げる書類又は図書に代えて、(ハ)欄に掲げる様式により当該書類又は図書に明示すべき事項を記録したフレキシブルディスクによることができる。

第十条の四の三	第十条の四の二 第一項の申請書	略	(イ)
別記第四十九号の三様式	別記第四十八号様式の第一面(「申請者の欄」及び「設計者の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。)、第二面及び第三面による書類	略	(3)
別記第九十号の二	別記第九十号様式	略	(ハ)

二・三 略
2・3 略

(フレキシブルディスクによる手続)

第十一条の三 特定行政庁が指定した区域内においては、次の表の(イ)欄に掲げる申請書、届出書、届出又は計画書については、(3)欄に掲げる書類又は図書に代えて、(ハ)欄に掲げる様式により当該書類又は図書に明示すべき事項を記録したフレキシブルディスクによることができる。

	第十条の五第一項の申請書	略	(イ)
	別記第四十八号様式の第一面(「申請者の欄」及び「設計者の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。)、第二面及び第三面による書類	略	(3)
	別記第九十号様式	略	(ハ)

略	第十條の四の六 第一項の申請書	第十條の四の三 第一項第二号の 計画書	第一項の申請書
略	別記第四十九号の七様式 の第一面（「申請者の欄 」、 「既指定番号の欄」 及び「敷地の数の欄」に 記載すべき事項に係る部 分に限る。）及び第二面 による書類	別記第四十九号の四様式 の第一面による書類	の第一面（「申請者の欄 」及び「敷地の数の欄」 に記載すべき事項に係る 部分に限る。）、第二面 及び第三面による書類
略	別記第九十号の四 様式	別記第九十号の三 様式	様式
略			
略			
略			